



## 二重導管規制の見直しによる電力会社の参入 LNG基地の近くでは需要獲得競争が激化

### 「二重導管規制」の影響

現行のガス事業法では、ガス導管網への二重投資(異なる事業者間で一定の区域内でガス導管を過剰に整備する場合)、あるいは過剰投資(同一事業者が一定の区域内でガス導管を過剰に整備する場合)によって、ガス導管の利用コストの増大を招き、消費者の不利益につながる状況を防ぐため、一般ガス事業者(家庭を含めた小売りと導管の両事業を手がける事業者)の供給区域内で、ガス導管事業者(導管を所有し、ガスの卸供給と大口の小売りができる事業者)が新規に導管を敷設することを原則的に禁じてきた。いわゆる「二重導管規制」である。

二重導管規制の影響をもっとも受けてきたのは、LNG(液化天然ガス)基地やLNG火力発電所を有する一般電気事業者である。通常、LNG発電所は、LNG基地の近傍に立地し、LNG基地で製造(気化)された天然ガスをそのまま使用する(未熟調ガス/生ガスのまま利用)。LNG基地が立地する港湾エリアの多くは、石油化学産業や鉄鋼産業が立地するコンビナートも立地しており、自家発電やボイラに代表される設備に製造工程で発生する不要な副生ガスなどを投入し、エネルギー需要を賄っている。

自家発電・ボイラなどに供給する

天然ガスは、熱量を調整する必要がないため、LNG基地の近傍に立地し、自家発電・ボイラなどを保有する企業は、安価な未熟調ガスに対する潜在的なニーズを有している。

一般ガス事業者の導管網は、都市ガスの規格で定められた一定範囲の熱量を有する天然ガスしか流通させることができない。そのため、未熟調ガスを必要とする需要家に対して、既存のガス導管網を通じた託送供給は不可能である。

一方、新規の導管敷設は、二重導

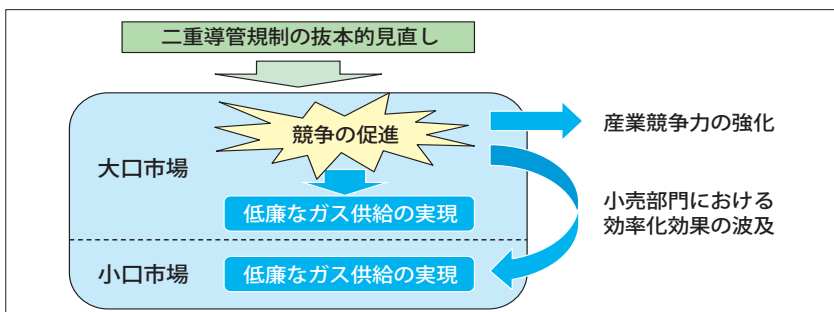
管規制によって原則的に規制されてきた。二重導管規制では、①既存の導管網の余力、②導管能力の増強に関する具体的な投資計画、③(熱量や物性の相違などによる)同一導管での供給の困難性などを考慮して、導管敷設の可否を判断する。新規導管の敷設が認められる例外は、①供給を希望する需要家に対して既存のガス導管の延長が必要で、一般ガス事業者の設備投資計画が策定されていない場合(類型C)、②LNG基地近傍で公道や河川、港湾などで区分さ

表1 二重導管規制に係る現行の変更・中止命令の判断基準

類型	判断基準		
原則基準	A	既存導管から分岐して需要家にガスを供給できるケース	原則として届出に対する変更または中止命令を発動する
	B	既存導管から分岐して需要家にガスを供給できるが導管に余力がないケース	
	C	既存導管の延伸を要するケース	原則として届出に対する変更または中止命令は発動されない
例外基準①	LNG基地近傍において、公道や河川、港湾などの地形によって区分された一区画とみなせる地域内の新規および既存の需要に対しては、上記類型A・B・Cの判断基準に関わらず新規参入者の導管によるガス供給を可能とする。		
例外基準②	発電用導管などから直接供給可能であり、かつ新規需要である場合は、新規参入者の導管によるガス供給を可能とする。		

出所：経済産業省資料をもとに日本総研作成

図 二重導管規制の抜本的見直しによる効果のイメージ



出所：経済産業省資料をもとに日本総研作成



表2 見直し後の二重導管規制における判断基準

(1) 託送供給不可能ガスに係る判断基準

類 型		新設導管・既設導管を用いたガス導管事業者によるガスの供給
一般ガス事業者の供給区域内	一般ガス事業者からガス供給を受けている既存需要	△ (原則、国が需要家の利益阻害性を評価)
	新規需要	○

(2) 託送供給可能ガスに係る判断基準

類 型		ガス導管事業者の導管	
		新 設	既 設
一般ガス事業者の供給区域内	新規需要	一般ガス事業者からガス供給を受けている既存需要	△ (原則、国が需要家の利益阻害性を評価)
		一般ガス事業者の導管と直着であり、当該導管に余力がある	×
	一般ガス事業者の導管と直着であり、当該導管に余力がない	○	○
	一般ガス事業者の導管と直着でない	○	

出所：経済産業省資料をもとに日本総研作成

れた一区画の需要家に対して供給するケース、③発電所向けに供給している導管から直接供給可能で新規の需要であるケース—だけだった(表1)。

### 見直される「二重導管規制」

これまでの二重導管規制では、託送供給の利用が不可能な未熱調ガスも、都市ガスの規格に合致した熱調ガスも、同一の規制下で扱われてきたため、未熱調ガスの供給を望む需要家がいたとしても、希望通りに供給することが難しかった。

今回のガスシステム改革では、この点を改め、新たに「託送供給不可能ガス」(一般ガス事業者の託送供給約款に定められた熱量基準を満たしておらず、託送供給が不可能なガス)という定義が設けられた。

そして二重導管規制の見直しの結果、①需要家の利益を阻害しない範囲内で、大口需要家の獲得競争を促進し、現在の一般ガス事業者の小売部門を含むガス小売事業者の一層の効率化を進展させることにより、二重導管規制の見直しに伴う直接の恩恵

を受けない小口需要家に対しても低廉なガス供給がなされること、②低廉な託送供給不可能ガスを必要としている大口需要家に対して当該ガスの供給が実現することにより、わが国の産業競争力を強化することを期待すること—が改めて整理された(図)。

見直し後の二重導管規制では、①託送供給不可能ガスの供給を希望する新規需要家に対し、ガス導管事業者が有する導管から供給を行うことを原則認めるとともに、②すでに都市ガスの供給を受けている既存需要家が託送供給不可能ガスの供給を希望する場合も、需要規模が小さければ原則供給を認めることになった。

また、熱調済ガスなどの「託送供給可能ガス」を供給する場合は、一般ガス事業者の託送を利用することが原則になっているが、新規需要家に供給を行う場合は、ガス導管事業者の既存導管による供給が可能となった。新規需要については、既存のガス導管網の利用率低下にはつながらないとの判断からだ。また、一般ガス事業者の導管の延伸が必要な場

合や、導管に余力がない場合は、ガス導管事業者が新規に導管を敷設し、供給することが認められた(表2)。

### 「二重導管規制」の今後

ガス導管事業者は、ガス小売全面自由化の施行(2017年4月1日～)から3年間にわたり、託送需要の4.5%相当を二重導管によって獲得することが原則許容される。そして自由化から3年が経過するまでに、二重導管規制によって一般ガス事業者の導管整備促進に悪影響を及ぼしていないか、ガス導管事業者がネットワーク需要の4.5%に相当する需要を獲得できているかどうか、といった観点から制度の検証が行われる予定である。

都市ガス事業では天然ガス(LNG)の調達が必要になることから、LNG基地を保有する一般電気事業者は新規参入事業者のうちで最も有力な事業者の1つとなる。二重導管規制の見直しにより、特にLNG基地近傍では需要獲得競争が活発化するだろう。競争活発化の効果が目論み通り、小口市場にも波及することを期待したい。E